

環境の保全と創造に関する条例

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第5条）

第2節 （略）

第2章 （略）

第3章 公害の防止等

第1節～第2節（略）

第3節 ばい煙等の排出等の規制（第34条—第66条）

第4節～第6節（略）

第4章～第6章 （略）

第7章 雑則（第149条—第158条）

第8章 罰則（第159条—第166条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（定義）

- 第1条** この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭（以下「大気汚染等」という。）によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- 3 この条例において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建

築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（以下「副産物」という。）のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

（県の責務）

**第2条** 県は、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある美しい環境の創造（以下「環境の保全と創造」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する環境の保全と創造に関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

**第3条** 市町は、当該市町の区域の自然的社会的諸条件に応じた環境の保全と創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水（廃液を含む。以下同じ。）、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、工場等（工場、事業所等事業を行う場所をいう。以下同じ。）の緑化、ごみの散乱の防止等に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

（県民の責務）

**第5条** 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

### 第3章 公害の防止等

#### 第3節 ばい煙等の排出等の規制

(規制基準の設定)

**第34条** 知事は、排出基準及び設備基準（以下これらを「規制基準」という。）を定めるものとする。

- 2 前項の排出基準は、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度とする。
- 3 第1項の設備基準は、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の構造並びに使用及び管理に関する基準とする。
- 4 規制基準は、地域又は水域の特殊性、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の種類、時間の区分等に応じて定めることができる。
- 5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(規制基準の遵守)

**第35条** 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第1項の排出基準に適合しないばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

- 2 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第1項の設備基準を遵守しなければならない。
- 3 前2項の規定は、規制基準が設定された日前から工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行っている者（施設の設置の工事をしている者を含む。）の当該施設又は当該作業については、当該規制基準が設定された日から6月間（当該施設又は当該作業が知事が定めるものである場合にあっては、1年間）は、適用しない。

(工場等の設置の許可)

**第36条** 公害が著しい区域若しくは著しくなるおそれがある区域又は特に人の健康の保護若しくは生活環境の保全を図る必要があると認められる区域として知事が指定する区域（以下「指定区域」という。）内において、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる規則で定める施設（以下「指定施設」という。）を有する工場等を設置しようとする者（指定施設を有しない工場等に指定施設を設置しようとする者を含む。）は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 業種並びに作業の種類及び方法
- (4) 建物の構造及び配置
- (5) 指定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (6) ばい煙等の処理の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、当該工場等の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、指定区域を指定しようとするときは、関係市町長の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(許可の基準等)

**第37条** 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合においては、当該申請の内容が次の各号に適合していると認めるときは、これを許可するものとする。

- (1) 当該工場等から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が知事が定める特別基準に適合していること。
- (2) 当該工場等の位置が規則で定める区域内にないこと。
- (3) 規制基準に適合していること。

2 知事は、前項の許可をするに当たっては、公害の防止のために必要な限度において条件を付することができる。

(経過措置)

**第38条** 一の区域が指定区域となった際現にその区域内において指定施設を有する工場等を設置している者（当該工場等又は指定施設の設置の工事をしている者を含む。以下同じ。）又は一の施設が指定施設となった際現に指定区域内において当該指定施設を有する工場等を設置している者は、当該区域が指定区域となった日又は当該工場等が指定施設を有する工場等となった日から30日以内に、第36条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第36条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、第36条第1項の許可を受けた者とみなす。

(工場等の変更の許可)

**第39条** 第36条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた工場等に係る同条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第37条の規定は、前項の許可をする場合について準用する。

(操業等の制限)

**第40条** 第36条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、当該工場等が第37条第1項に規定する許可の基準及び同条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付した許可の条件に適合しているかどうかについて、知事の確認を受けた後でなければ、当該工場等を操業し、又は当該変更の工事に係る施設を使用してはならない。

(氏名の変更等の届出)

**第41条** 第36条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

**第42条** 第36条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第36条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る指定施設を有する工場等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る指定施設を有する工場等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第36条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定施設等の設置等の届出)

**第43条** 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であって、規則で定めるもの（以下「特定施設等」という。）を設置し、又は行おうとする者（第36条第1項の許可を受けた者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、騒音又は振動に係る特定施設等を設置

し、又は行おうとする場合で、規則で定める場合については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 施設にあっては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (4) 作業にあっては、その方法
- (5) ばい煙等の処理の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際現に当該特定施設等を設置し、又は行っている者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該特定施設等が特定設置等となった日から30日以内に、第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第36条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

4 前条の規定は、第1項又は第2項の規定による届出をした者について準用する。

(特定施設等の変更の届出)

**第44条** 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(計画変更命令等)

**第45条** 知事は、第43条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(実施の制限)

**第46条** 第43条第1項又は第44条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)を経過した後でなければ、当該届出に係る施設の設置、作業の実施又は施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第43条第1項又は第44条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときその他必要があると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

**第47条** 第43条第1項又は第2項の規定による届出（騒音又は振動に係る特定施設等の設置等に係るものを除く。）をした者は、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の使用若しくは実施の廃止をしたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第43条第1項又は第2項の規定による届出（騒音又は振動に係る特定施設等の設置等に係るものに限る。）をした者は、前項に規定する事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の設置等に係る工場等に設置し、又は行っている特定施設等の使用若しくは実施のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（許可の取消し等）

**第48条** 知事は、第36条第1項の許可を受けた工場等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、同項の許可を取り消し、期限を定めて、当該工場等の建物若しくは施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該工場等の操業若しくは当該工場等に係る施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（1） 第37条第1項第1号及び第3号に掲げる許可の基準に適合しなくなったとき。

（2） 第37条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付した許可の条件に違反したとき。

2 知事は、特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

3 第1項の規定（第37条第1項第1号に掲げる許可の基準に適合しなくなったときに係る部分に限る。）は、第38条第3項に規定する者については、同条第1項に規定する日から6月間（当該指定施設が知事が定めるものである場合にあつては、1年間）は、適用しない。

（施設管理者の設置）

**第49条** 規則で定める工場等を設置する者は、当該工場等の公害の防止に当たらせるため、当該工場等ごとに、施設管理者を置かなければならない。

2 前項の規定により施設管理者を設置したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

（一般工場等に対する命令等）

**第50条** 知事は、工場等（第36条第1項の許可に係る工場等及び特定施設等に係る工場等を除く。以下この条において同じ。）から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が第34条第1項の排出基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置する者に対し、ばい煙等の処理の方法その他公害の防止について必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、第34条第1項の設備基準に適合しない施設があると認めるときは、当該施設を設置している者に対し、当該施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法の改善又は当該施設の使用の一時停止を勧告することができる。

3 第35条第3項の規定は、前2項の規定による命令又は勧告について準用する。

（事故時の措置）

**第52条** 工場等を設置している者は、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設又はこれを処理する施設について、故障、破損その他の事故が発生し、著しいばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、当該事故について応急の措置を講じ、かつ、当該事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故が規則で定める程度を超えるものであるときは、当該事故に係る工場等を設置している者は、速やかに、当該事故の状況及び原因並びに当該事故についての応急措置の内容及び復旧工事の計画を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事故について復旧工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（ばい煙等の減少措置計画の提出等）

**第53条** 知事は、環境基準の確保その他公害の防止のために必要があると認めるときは、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の量等の減少措置に関する計画の提出等について協力を求めることができる。

（工業用水の供給停止の要請）

**第56条** 知事は、第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第45条若しくは第48条の規定による命令に違反している者が、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させて人の健康又は生活環境を著しく損なうおそれがあり、かつ、他の手段によっては当該工場等の操業を停止させることが困難であると認めるときは、工業用水道事業者に対し、当該工場等に供給する工業用水（保安の用に供するものを除く。）の供給を制限し、又は停止することを要請することができる。

(特定建設作業の実施の届出)

**第59条** 住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に騒音の防止を図る必要がある区域であつて、知事が指定する区域内において、特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であつて、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の種類
- (4) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (5) 騒音又は振動の防止の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該特定建設作業を伴う建設工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 第36条第3項の規定は前2項の規定による届出について、同条第4項の規定は第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、それぞれ準用する。

(改善命令等)

**第60条** 知事は、前条第1項の規定により指定した区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに知事が定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について、前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮するものとする。

4 第33条第5項の規定は、第1項の規定による基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(拡声機の使用の制限)

**第61条** 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であつて、知事が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。

2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後5時から翌日の午前10時までの間においては、拡声機を使用してはならない。

3 前2項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 知事は、前3項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

5 第36条第4項の規定は、第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(深夜における営業の制限)

**第62条** 前条第1項の規定により指定された区域のうち、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であつて、知事が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食させる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第18条の適用を受ける営業を除く。）を営む者は、規則で定める場合を除き、午前0時から午前6時までの間においては、当該営業を営んではならない。

2 前項の区域内において、次に掲げる営業を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営んではならない。

(1) ボーリング場営業

(2) 遊泳場営業

(3) ゴルフ練習場営業

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める営業

3 第36条第4項の規定は第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、前条

第4項の規定は前2項の規定に違反している者について、それぞれ準用する。

(深夜における音響機器の使用の制限)

**第63条** 深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であつて、知事が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食させる営業を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営む場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が防音措置を講ずること等により当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

2 第36条第4項の規定は前項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、第61条第4項の規定は前項の規定に違反している者について、それぞれ準用する。

(燃焼行為の制限)

**第64条** 何人も、燃焼に伴いばい煙又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他規則で定めるものを多量に屋外において燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理の方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

2 第61条第4項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

## 第7章 雑則

(違反事業者名等の公表)

**第150条** 知事は、第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第45条若しくは第48条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2 知事は、第67条の4、第108条の2第2項、第118条第4項若しくは第5項、第118条の2第4項若しくは第5項、第118条の10又は第142条の6の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

**第151条** 規則で定める工場等を設置する事業者は、規則で定めるところにより、当該工場等に係るばい煙等の量等を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、公害の防止に必要な限度において、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者若しくはそのおそれのある者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等に対し、そのばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる工場等又は工場等に係る施設の状況、ばい煙等の処理の方法、特定自動車の運行の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

**第152条** 知事は、公害の防止に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等の工場等その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類、自動車検査証、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設、ばい煙等を処理する施設、自動車その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

4 当該職員は、前3項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 前各項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(市町の条例との関係)

**第157条** この条例の規定は、市町が当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、環境の保全と創造に関し、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

## 第8章 罰則

(罰則)

**第159条** 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等又は指定施設を設置した者
- (2) 第39条第1項の規定による許可を受けないで第36条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 第48条第1項の規定による命令に違反した者

**第159条の2** 第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第160条** 第45条又は第48条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第161条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条第1項の規定(ばい煙、粉じん及び汚水に係るものに限る。)に違反した者
- (2) 第50条第1項又は第51条第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

**第163条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第38条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者

- (2) 第40条第2項又は第67条の2の規定に違反した者
- (3) 第43条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第54条第2項、第58条第2項、第60条第2項、第61条第4項（第62条第3項、第63条第2項、第64条第2項及び第146条第2項において準用する場合を含む。）又は第67条の3の規定による命令に違反した者

**第164条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第43条第2項、第44条、第57条第1項又は第59条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第46条第1項、第61条第1項若しくは第2項、第62条第1項若しくは第2項又は第72条第2項の規定に違反した者
- (3) 第151条第1項、第2項又は第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第152条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第165条** 第41条、第42条第3項（第43条第4項において準用する場合を含む。）、第47条第1項若しくは第2項、第51条第2項又は第52条第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

（両罰規定）

**第166条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第159条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成7年12月規則第100号で、同8年1月17日から施行）ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第1章及び第2章（第12条第2項及び第3項を除く。）の規定 平成7年8月1日
- (2) 第12条第2項及び第3項、第68条、第72条第2項、第3章第5節（第74条を除く。）、第4章第6節及び第7節、第128条から第131条まで、第143条、第6章第3節、第151条第3項（指定野生動植物種の保存及び土石の採取等に係る部分に限る。）及び第4項、第152条第2項（指定野生動植物種保存地域及び採取区域等に係る部分に限る。）及び第3項、第153条第1項（指

定野生動植物種保存地域及び指定野生動植物種保存特別地区に係る部分に限る。)、第154条第1項(指定野生動植物種及び指定野生動植物種保存地域に係る部分に限る。)、第155条第1項(第90条第5項(第104条第4項及び第105条第4項において準用する場合に限る。))、第104条第3項第5号、第105条第3項、第106条第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。)及び第2項(指定野生動植物種及び指定野生動植物種保存地域に係る部分に限る。)、第156条(指定野生動植物種保存特別地区に係る部分に限る。)、第158条第1項(再生資源の利用の促進に係る部分に限る。)、第160条(第107条及び第110条に係る部分に限る。)、第161条第1項第3号(第104条第3項及び第105条第3項に係る部分に限る。))及び第4号(第90条第5項(第104条第4項及び第105条第4項において準用する場合に限る。))に係る部分に限る。)、第162条(第106条第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。)、第163条第2号(第106条第4項及び第109条第4項に係る部分に限る。)、第3号(第106条第1項及び第109条第1項に係る部分に限る。))及び第4号(第61条第4項(第146条第2項において準用する場合に限る。))に係る部分に限る。)並びに第164条第2号(第72条第2項に係る部分に限る。)、第3号(第151条第4項に係る部分に限る。))及び第4号(第152条第3項に係る部分に限る。)の規定 平成8年7月1日

(公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 公害防止条例(昭和44年兵庫県条例第53号)
- (2) 自然環境保全条例(昭和46年兵庫県条例第52号)
- (3) 全県全土公園化の推進に関する条例(昭和60年兵庫県条例第12号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の公害防止条例第8条第1項の規定により定められた環境基準、同条例第9条第1項の規定により定められた規制基準、同条例第11条第1項第1号の規定により定められた特別基準、同条例第29条の2第1項の規定により定められた燃料使用基準及び原料基準並びに同条例第31条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準は、それぞれこの条例の相当規定により定められたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に廃止前の公害防止条例第10条第1項、第29条の2第1項、第30条第1項、第32条第1項、第33条第1項及び第33条の2第1項の規定により指定された区域は、それぞれこの条例の相当規定により指定されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に廃止前の自然環境保全条例第10条第1項の規定により指定された自然

環境保全地域、同条例第11条第1項の規定により指定された特別地区、同条例第12条第1項の規定により指定された野生動植物保護地区、同条例第16条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域、同条例第17条第1項の規定により指定された特別地区、同条例第20条の2第1項の規定により指定された自然海浜保全地区及び同条例第21条第1項の規定により指定された郷土記念物は、それぞれこの条例の相当規定により指定されたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に廃止前の全県全土公園化の推進に関する条例第15条第1項の規定により指定された環境美化区域及び同条例第20条の規定により指定されたふるさとの緑等は、それぞれこの条例の相当規定により指定されたものとみなす。

7 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の公害防止条例、自然環境保全条例及び全県全土公園化の推進に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

8 廃自動車等の屋外の保管方法に関しては、施行日から平成8年6月30日までの間は、廃止前の全県全土公園化の推進に関する条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 公害の防止等（第2条—第27条）

第3章～第5章（略）

第6章 雑則（第48条—第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 公害の防止等

（工場等の設置の許可の申請等）

**第2条** 条例第36条第1項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- （1） 粉じんに係る施設にあつては、別表第1に掲げる施設
- （2） 汚水に係る施設にあつては、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和46年政令第264号。以下「公害防止組織法施行令」という。）別表第1に掲げる施設及び別表第2に掲げる施設

2 条例第36条第2項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 条例第36条第2項第7号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 資本金の額又は出資の総額
- （2） 主な製品又は加工の種類
- （3） 常時使用する従業員の数
- （4） 特定施設等を設置する工場等にあつては、当該特定施設等の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- （5） 工事の着手年月日、完成年月日及び使用開始年月日

4 条例第36条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 工場等の敷地内の建物の配置図
- （2） 工場等の指定施設、特定施設等の配置図並びに指定施設、特定施設等及びばい煙等を処理

するための施設の設置の場所を示す図面

(3) 指定施設、特定施設等及びばい煙等処理するための施設の構造を示す図面

(4) ばい煙等の排出、発生又は飛散及びばい煙等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

(工場等の位置の規制区域)

**第3条** 条例第37条第1項第2号(条例第39条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める区域は、次の各号のいずれかに該当する区域として、告示する区域とする。

(1) 特に良好な住居の環境を保全する必要がある区域

(2) ばい煙等による著しい汚染が生じたため、その影響による疾病が多発している区域

(3) ろ過等による簡易な浄水操作により上水道として利用する水域、自然探勝等に適するため、特に環境を保全する必要がある水域又は人の水浴の用に供する水域に係る区域

(経過措置に係る工場等の設置の届出)

**第4条** 条例第38条第1項の規定による届出は、工場等設置届(様式第2号)に、当該工場等の場所の付近の見取図及び第2条第4項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(工場等の変更の許可の申請等)

**第5条** 条例第39条第1項に規定する許可を受けようとする者は、工場等変更許可申請書(様式第3号)に、当該変更に係る第2条第4項各号に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 条例第39条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 作業の種類及び方法の変更であって、ばい煙等の量等の増加(水質の変更を含む。以下この項において同じ。)を伴わないもの

(2) 建物の構造及び配置の変更であって、ばい煙等の量等の増加を伴わないもの

(工事完了の届出)

**第6条** 条例第40条第1項の規定による届出は、工事完了届(様式第4号)によってしなければならない。

(工場等の設置の許可に係る氏名の変更等の届出)

**第7条** 条例第41条の規定による届出は、氏名等の変更に係るものにあつては氏名等変更届(様式第5号)によって、工場等の使用の廃止に係るものにあつては使用等廃止届(様式第6号)によってしなければならない。

(承継の届出)

**第8条** 条例第42条第3項(条例第43条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、承継届(様式第7号)によってしなければならない。

(特定施設等の設置等の届出)

**第9条** 条例第43条第1項又は第2項の規定による届出は、特定施設等設置等届(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の設置の場所を示す図面
- (2) 特定施設等及びばい煙等を処理するための施設の構造を示す図面
- (3) ばい煙等の排出、発生又は飛散及びばい煙等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

2 条例第43条第1項に規定する規則で定める施設又は作業は、次に掲げる施設又は作業とする。

- (4) 騒音に係る施設又は作業にあつては、別表第6に掲げる施設又は作業
- (5) 振動に係る施設にあつては、別表第7に掲げる施設
- (6) 悪臭に係る施設にあつては、別表第8に掲げる施設

3 条例第43条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 既に条例第43条第1項若しくは第2項の規定による届出がなされている騒音に係る特定施設等の使用を廃止するとともに当該特定施設等と同じ種類でその能力が同等以下である特定施設等を設置しようとする場合又は当該届出がなされている騒音に係る特定施設等の種類ごとの総数を超えない範囲内で当該種類の特定施設等でその能力が同等以下であるものを新たに設置し、若しくは行おうとする場合
- (2) 既に条例第43条第1項又は第2項の規定による届出がなされている振動に係る特定施設等の使用を廃止するとともに当該特定施設等と同じ種類でその能力が同等以下である特定施設等を設置しようとする場合

4 条例第43条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額
- (2) 業種
- (3) 主な製品又は加工の種類
- (4) 作業にあつては、その種類
- (5) 常時使用する従業員の数
- (6) 工事の着手年月日及び完成年月日並びに施設等の使用開始年月日

(特定施設等の変更の届出)

**第10条** 条例第44条の規定による届出は、特定施設等変更届（様式第9号）に、当該変更に係る第2条第4項各号に掲げる書類を添付してしなければならない。

2 条例第44条ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、騒音又は振動に係る特定施設等の種類、構造若しくは配置又は使用若しくは管理の方法の変更であって、その能力の変更を伴わないもの又はばい煙等の量等の増加を伴わないものとする。

(特定施設等の設置等の届出に係る氏名の変更等の届出)

**第11条** 条例第47条第1項又は第2項の規定による届出は、氏名等の変更に係るものにあつては氏名等変更届、特定施設等の使用又は実施の廃止に係るものにあつては使用等廃止届によってしなければならない。

(施設管理者の設置の届出等)

**第12条** 条例第49条第1項に規定する規則で定める工場等は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下「公害防止組織法」という。）第2条に規定する特定工場又は次の各号のいずれかに該当する工場等とする。

(3) 粉じんに係る指定施設等を有する工場等又は騒音規制法（昭和43年法律第98号）第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による届出、振動規制法（昭和51年法律第64号）第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による届出若しくは騒音及び振動に係る条例第43条第1項若しくは第2項の規定による届出をしなければならない工場等であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 資本金の額又は出資の総額が1億円を超える法人に係る工場等

イ 常時使用する従業員の数が300人を超える法人又は個人に係る工場等

2 条例第49条第2項の規定による届出は、施設管理者設置（変更）届（様式第10号）によってしなければならない。

3 工場等の施設管理者は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) ばい煙等の排出、発生又は飛散の状況の監視に關すること。

(2) ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設及びばい煙等を処理する施設の維持及び使用に關すること。

4 公害防止組織法第3条第1項の規定によって選任された公害防止統括者（公害防止統括者が選任されていない場合にあつては、公害防止組織法第4条第1項の規定により選任された公害防止管理者（公害防止組織法第5条第1項の主任管理者が選任されている場合にあつては、当該主任

管理者) ) は、条例第49条第1項の規定により設置された施設管理者とみなす。この場合において、公害防止組織法第3条第3項（公害防止組織法第4条第3項及び第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、条例第49条第2項の規定による届出とみなす。

（事故時の措置の届出等）

**第14条** 条例第52条第2項の規定による届出は、事故届（様式第12号）によってしなければならない。

2 条例第52条第2項に規定する規則で定める事故の程度は、当該事故により規制基準に適合しないばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させるものであって、その事故の復旧工事に48時間以上を要すると認められる程度とする。

3 条例第52条第3項の規定による届出は、事故復旧工事完了届（様式第13号）によってしなければならない。

（特定建設作業の実施の届出）

**第16条** 条例第59条第1項又は第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届（様式第15号）に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- （1） 特定建設作業の現場の付近の見取図
- （2） 特定建設作業の現場内の施設配置図
- （3） 工事工程表

2 条例第59条第1項に規定する規則で定める作業は、次に掲げる作業（当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。）とする。

- （1） 騒音に係る作業にあつては、別表第9に掲げる作業
- （2） 振動に係る作業にあつては、別表第10に掲げる作業

3 条例第59条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （2） 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様
- （3） 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- （4） 下請負人が特定建設作業を実施する場合にあつては、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- （5） 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合にあつては、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(拡声機の使用の制限)

**第17条** 条例第61条第1項に規定する規則で定める場合は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合とする。

2 条例第61条第3項に規定する規則で定める事項は、別表第11に掲げる事項とする。

(深夜における営業の制限)

**第18条** 条例第62条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 専ら仕出しを目的として営む場合

(2) 工場等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるために営む場合

(3) ホテル及び旅館においてその宿泊客に利用させるために営む場合

(4) 駅等の旅客施設においてその施設に管理者又は管理者の指定する者が専ら旅行者に利用させるために営む場合

(深夜における使用が制限される音響機器)

**第19条** 条例第63条第1項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

(1) カラオケ装置(伴奏者音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロフォンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)

(2) 電気蓄音機(光学式のものと及びジュークボックスを含む。)

(3) 磁気録音再生機

(4) 拡声装置(マイクロフォン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音声を拡大できるように構成された装置をいう。)

(5) 楽器

## 第6章 雑則

(ばい煙等の量等の測定結果の報告等)

**第48条** 条例第151条第1項に規定する規則で定める工場等は、公害防止組織法第2条第1号、第2号又は第4号に掲げる工場とする。

2 条例第151条第1項の規定による報告は、6月ごとに測定結果報告書(様式第35号)によってしなければならない。

(身分証明書の様式)

**第49条** 条例第152条第4項に規定する証明書の様式は、様式第36号及び様式第37号のとおりとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年1月17日から施行する。  
(公害防止条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 公害防止条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第31号)
  - (2) 自然環境保全条例施行規則(昭和49年兵庫県規則第41号)
  - (3) 全県全土公園化の推進に関する条例施行規則(昭和60年兵庫県規則第31号)(経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に廃止前の公害防止条例施行規則、自然環境保全条例施行規則又は全県全土公園化の推進に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 廃自動車等の屋外の保管方法に関しては、平成8年1月17日から同年6月30日までの間は、廃止前の全県全土公園化の推進に関する条例施行規則第13条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則の様式によることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則第45条第2項に規定する工場等を設置し、又は管理している者に対する同条第4項の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成16年3月31日」とする。

#### 附 則(平成15年12月26日規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第39条第2項の改正規定は、同年10月1

日から施行する。

別表第6（第9条関係）

施設名又は作業名	規模
1 圧延機械	動力が22.5キロワット以上のもの
2 製管機械	すべてのもの
3 ベンディングマシン	動力が3.75キロワット以上のもの
4 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべてのもの
5 機械プレス	呼び加圧能力が30トン以上のもの
6 せん断機	動力が3.75キロワット以上のもの
7 鍛造機	すべてのもの
8 ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの
9 ブラスト	すべてのもの
10 タンブラー	すべてのもの
11 圧縮機	動力が7.5キロワット以上のもの
12 送風機	動力が3.75キロワット以上のもの
13 破碎機又は摩砕機	すべてのもの（土石用若しくは鉱物用のもの又は食料品、飼料若しくは肥料の製造の用に供するものにあつては、動力が7.5キロワット以上のものに限る。）
14 ふるい又は分級機	動力が7.5キロワット以上のもの
15 織機（原動機を用いるものに限る。）	すべてのもの
16 コンクリートプラント	すべてのもの
17 アスファルトプラント	すべてのもの
18 ドラムバーカー	すべてのもの
19 チッパー	すべてのもの
20 碎木機	すべてのもの
21 動力のこぎり機	動力が0.75キロワット以上のもの

22 動力かんな盤	動力が0.75キロワット以上のもの
23 抄紙機	すべてのもの
24 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	すべてのもの
25 合成樹脂射出成型機	すべてのもの
26 鋳造型機	すべてのもの
27 ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	出力が3.75キロワット以上のもの
28 工業用ミシン	同一建物に10台以上設置するもの
29 ニューマチックハンマー	すべてのもの
30 コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	すべてのもの
31 金属用打抜機	動力が2.25キロワット以上のもの
32 グラインダー（サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除く。）	すべてのもの
33 工業用ミキサー	すべてのもの
34 ロール機（破砕機及び摩砕機を除く。）	すべてのもの
35 重油バーナー	重油使用量が1時間当たり15リットル以上のもの
36 ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	すべてのもの
37 スチームクリーナー	すべてのもの
38 金属工作機械	同一建物内に5台以上設置するもの
39 石材引割機	すべてのもの
40 ドラム缶洗浄機	すべてのもの
41 風力発電設備	出力が20キロワット以上のもの
42 板金又は製缶の作業	厚さ0.5ミリメートル以上の金属板を加工するもの

43 鉄骨又は橋りょうの組立作業	すべてのもの
44 建設材料置場における運搬作業（動力を用いる機械を使用する作業に限る。）	土砂石の材料置場であって1月以上使用するもの

別表第7（第9条関係）

施設名		規模
1 金属加工機械	液圧プレス（矯正プレスを除く。）	すべてのもの
	機械プレス	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のもの
	鍛造機	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの
	打抜機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの
	製管機械	すべてのもの
	圧延機械	原動機の定格出力が22.5キロワット以上のもの
2 圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	
3 土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	
4 織機	原動機を用いるもの	
5 コンクリートブロックマシン（コンクリートブロックの製造機械を含む。）、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	すべてのもの	
6 木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの
	チップパー	すべてのもの
7 印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの	
8 ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が	

	30キロワット以上のもの
9 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	すべてのもの

**別表第8（第9条関係）**

施設名	規模
1 飼料又は肥料（化学肥料を除く。）の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの （1）原料置場 （2）蒸解施設 （3）乾燥施設	（1）に掲げる施設にあつては置場面積が6.6平方メートル以上のもの、（2）に掲げる施設にあつては原料の処理能力が1時間当たり500キログラム以上のもの、（3）に掲げる施設にあつては製品の製造能力が1日当たり255キログラム以上のもの
2 動物の飼養又は収容の用に供する飼料調理施設	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により知事が指定する区域（以下「指定区域」という。）内に設置される施設にあつては豚（生後6月以下のものを除く。以下この表において同じ。）50頭以上又は鶏（30日未満のひなを除く。以下この表において同じ。）5,000羽以上の飼料の加熱処理能力を有するもの、指定区域外の区域内に設置される施設にあつては豚100頭以上又は鶏1万羽以上の飼料の加熱処理能力を有するもの
3 鶏ふんの処理の用に供する乾燥施設	指定区域内に設置される施設にあつては鶏5,000羽以上、指定区域外の区域内に設置される施設にあつては鶏1万羽以上の鶏ふんの処理能力を有するもの
4 酵素剤の製造の用に供する乾燥施設	1回の乾燥仕上量が200キログラム以上の能力を有するもの

**別表第9（第16条関係）**

1 くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）
2 びょう打機を使用する作業

3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えないものに限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45平方メートル以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

**別表第10（第16条関係）**

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えないものに限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えないものに限る。）

**別表第11（第17条関係）**

1	拡声機から発する音量は、地上1.5メートルの騒音最大地点において規制基準に5デシベルを加えた音量の範囲内とすること。
2	移動して拡声機を使用する場合の音量は、音源から10メートルの距離において規制基準に相当する音量の範囲内とすること。
3	屋外で固定して拡声機を使用する場合は、地上10メートル以下に設置し、かつ、水平方向から下方30度から45度までの角度で使用すること。
4	屋外で固定して拡声機を使用する場合は、1時間につき、連続15分以上休止すること。
5	移動して拡声機を使用する場合は、1地点に停止して連続して15分以上放送しないこと。
6	拡声機は、幅員5メートル以下の道路においては使用しないこと。

備考 この表は、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴い使用する場合以外の場合に適用する。